

「議案第 110 号 訴えの提起について」に対する附帯決議

議案第110号 訴えの提起については、那覇市内地権者の相続人である原告から那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の施行者である那覇市に対し換地処分を取り消しを求める裁判が提訴されていたが、平成30年10月31日に、換地処分取消の請求は棄却され、換地処分は他の権利者と比較して著しく不利益で違法であるとの判決が下ったことにより、当局から控訴のため議会の議決を求める事件である。

議案中、項目5 事件に対する取扱い及び方針では、「必要がある場合は、訴えの取り下げ、和解又は上告するものとする。」とあるが、本件については、当該事業及び市民に与える影響を鑑み、議会においてはなお慎重な判断を要するため、上告する際は議会の議決を経るものとするを強く要望する。

以上、決議する。

平成 30 年（2018 年）11 月 15 日

那 覇 市 議 会

あて先 那覇市長